「公共交通乗って ecoh(行こう)!」県民運動利用促進事業支援要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「公共交通乗って ecoh(行こう)! 」県民運動による公共交通利用促進に努めた企業等を支援するために必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この要領において、「協議会」とは、「みんなが乗りたくなる公共交通利用促進協議会」をいう。
- 2 この要領において、「要綱」とは、「公共交通乗って ecoh (行こう)! 県民運動実施要綱」をいう。
- 3 この要領において、「企業等」とは、要綱第3条に定めるものをいう。
- 4 この要領において、「支援金」とは、公共交通の利用促進に資する取組を推進した企業等に交付するものをいう。
- 5 この要領において、「支援事業」とは、別表の第1欄に掲げる事業をいう。

(支援金の交付)

第3条 協議会は、第1条の趣旨の達成に資するため、支援事業を行う別表の第2欄に掲げる者に対し、 同表の第3欄について交付する。

(交付申請)

第4条 支援金の交付申請は、事業実施の15日前までに様式第1号を協議会へ提出しなければならない。

(交付決定の時期等)

- 第5条 支援金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から10日以内に行うものとする。
- 2 支援金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

(申請期間)

第6条 支援金の申請は、様式第1号により支援事業の完了または令和6年3月1日までに行うものとする。

(実績報告)

第7条 企業等は事業完了後、実績報告を様式第3号により協議会へ提出しなければならない。

(支給の決定等)

- 第8条 協議会は、前条により提出された報告書の内容を精査し、支援金の支給又は不支給を決定するものとする。
- 2 協議会は、前項により支援金の支給又は不支給を決定したときは、企業等に対して、「公共交通乗って ecoh!」県民運動利用促進支援金支給(不支給)決定通知書(支給の場合は様式第4号、不支給 の場合は様式第5号)を交付する。
- 3 協議会は、支援金の支給決定を行ったときは、支援決定額を企業等が指定した金融機関の口座に速や

かに振り込むものとする。

(支援金の取り消し・返還等)

- 第9条 協議会は、支援金の支給を受けた企業等が、次の各号のいずれかに該当する場合は、企業等に対して支給決定した支援金の全部又は一部について支給の決定を取り消し、返還させる旨の通知を行うものとする。
 - (1) 偽りその他の不正の行為によって支給を受けた場合
 - (2) 支給すべき額を超えて支給を受けた場合
 - (3)企業等が要綱第8条に該当していることが判明した場合

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附則

この要領は令和5年7月5日から適用する。

別表(第3条関係)

1	支援事業	公共交通乗って ecoh!県民運動利用促進支援事業
2	支援対象者	企業等
3	支援対象経費	企業等が実施する公共交通利用促進に資する、以下の取組に要する経費の 全部
		(1)研修や講演会等の会議を駅周辺の施設で開催し、かつ公共交通利用が出席者の1/3以上認められた場合の経費(2)パーク&ライドのための駐車場等にかかる経費(3)公共交通利用促進に関する広報にかかる経費(4)公共交通のイベント等において利用促進にかかる経費(5)その他
4	支援対象期間	令和6年3月31日までに完了する事業
5	支援率	10/10 (上限10万円) 企業等のうち、協議会構成団体については1/2 (上限10万円) ただし、年間の支援上限は10万円とする

様式第1号(第4条関係)

1 事業の目的・概要

みんなが乗りたくなる公共交通利用促進協議会 会長

公共交通乗って ecoh!県民運動利用促進支援事業 計画書

2	実施日		
3 }	実施箇所		
4 #	 経費		
5 3	その他		
企業	業·団体名		
		所属·役職	
坦力	当者連絡先	ご担当者氏名	
4 新 5 有	3日连桁兀	電話番号	
		メールアドレス	

●様

みんなが乗りたくなる公共交通利用促進協議会 会長

公共交通乗って ecoh!県民運動利用促進支援事業の交付決定について(通知)

日ごろより公共交通機関の利用促進にご協力、ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和●年●月●日付けで申請のありました、公共交通乗って ecoh!県民運動利用促進支援事業につきまして、下記のとおり承認を決定しましたのでお知らせします。

記

- 1 算定基準額 金 円
- 2 交付決定額 金 円

みんなが乗りたくなる公共交通利用促進協議会 会長

公共交通乗って ecoh!県民運動利用促進支援事業 実績報告書

年月日付みん乗り第号による交付決定に係る事業の実績について、「公共交通乗って ecoh!」県民運動利用促進事業支援要領第7条の規定に基づき報告します。

1 実施日及び	実施日及び実施箇所												
2 実施内容・実	<u> [積等</u>	(会議等に	よる施設を	<u>利用の</u>)場合は	公共3	区通	利用	者数	<u>なと</u>	")		
3 経費 (実績) 円 ※裏面に上記実績額がわかるものを貼付してください。 5 支給先													
					4	银行						Ż	店
金融機関名	1	銀行コード					3	支店:	コード				
ふりがな			•							•			
口座名義													
預金種類		当座・普通・別段			口座番号								
小 ₩.団 <i>比</i> 夕	Τ												
企業·団体名	所属												
15.14.4.4.4.6		3											
担当者連絡先		 舌番号											
	V _	ルアドレス											

【貼付欄】

※経費等が確認できるもの(会議開催により施設を利用した場合は、会議次第や出席者名簿と公共 交通利用人数がわかるもの等も添付してください)

みん乗り第 号 令和 年 月 日

様

みんなが乗りたくなる公共交通利用促進協議会 会長

「公共交通乗っTecoh!」県民運動利用促進支援金支給決定通知書

令和 年 月 日付けで報告のあった「公共交通乗ってecoh!」県民運動利用促進支援事業について、下記のとおり支給することに決定しましたので通知します。

引き続き、公共交通の利用促進の取り組みをよろしくお願い申し上げます。

記

支給額 金 円

みん乗り第 号 令和 年 月 日

様

みんなが乗りたくなる公共交通利用促進協議会 会長

「公共交通乗ってecoh!」県民運動利用促進支援金不支給決定通知書

令和 年 月 日付けで報告のあった公共交通利用促進宣言(乗ってecoh!宣言)について、下記の理由により支給しないことに決定しましたので通知します。

記

支給しない理由

様

みんなが乗りたくなる公共交通利用促進協議会 会長

「公共交通乗ってecoh!」県民運動利用促進支援金支給決定取消・返還通知書

令和 年 月 日付けで支給した、「公共交通乗ってecoh!」県民運動利用促進支援金については、下記のとおり支給決定を取り消しましたので通知します。 なお、既に支給した支援金は、返還してください。

記

- 1 取消額 円
- 2 取消の理由
- 3 返還の期限 令和 年 月 日
- 4 返還の方法 (協議会口座)

※振込手数料は各自でご負担ください